

報告第 5 号

和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 当 事 者 | 原 告 大分市在住 個人（１人）
被 告 日出町
利害関係人 千葉県船橋市在住 個人外 7 人 |
| 2 | 事 件 名 | 工作物収去土地明渡等請求事件（大分地方裁判所杵築支部
平成 2 9 年（ワ）第 2 5 号） |
| 3 | 和解の要旨 | （１） 原告及び利害関係人（以下「原告ら」という。）と被
告は、原告ら共有地と被告所有地の所有権の範囲等につ
いて次のとおり確認する。
ア 原告らと被告は、原告ら共有地と被告所有地の所有
権界を確認すること。
イ 原告らと被告は、原告ら共有地内に存する工作物は、
将来の建物建替えの際に撤去すること。
ウ ブロック塀については、被告が維持、管理すること
及び同ブロック塀の維持、管理上必要な際には、原告
の許可の下（原告と連絡が取れない正当な理由がある |

場合は、原告以外の土地共有者の許可の下)、原告ら共有地内に必要最小限の範囲で立ち入ること。

エ 原告らと被告は、一部の土地の所有権が被告に帰属すること。

オ 将来、法務局等から上記アの所有権界と現地の字図の境界線の違い等を指摘され何らかの対応をする必要があるときは、被告において適宜対応するものとし、原告らの協力が必要となった場合は原告らは被告に必要最小限の範囲で協力すること。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(3) 原告、被告及び利害関係人らは、原告と被告との間及び被告と利害関係人らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要 平成26年9月頃までに被告建物に設置された屋根部分等やコンクリート製枠等が、原告ら共有地上を占有し、原告ら共有地等の所有権を妨害しているとし、及び屋根部分からの雨水により原告建物を腐敗させたとして、原告が被告に対して、これらの工作物を収去して、土地を明け渡すよう求めた事件である。

5 専決年月日 令和2年3月17日